

令和元年度

第5回 浜松市建築審査会

会議録

令和2年1月8日

浜松市役所本館5階 51会議室

令和元年度 第5回 浜松市建築審査会会議録

1 日 時 令和2年1月8日(水) 午前9時30分

2 場 所 浜松市役所本館5階 51会議室

3 審議案件等の概略及び審議結果

1. 開会

2. 議題

(1) 建築許可に係る同意について

・道路内において許可を必要とする建築物の新築(上空通路)

審議結果 同意

(2) その他

・建築基準法に基づく包括許可報告

3. 閉会

4 出席者

*浜松市建築審査会

会 長
委 員
委 員
委 員
委 員
委 員
委 員

村田 和彦
松本 直己
神谷 守
中野 江里香
仲村 秀子
藤村 有希子
森川 恭徳

*特定行政庁建築行政課

建築行政課長
建築安全グループ長
建築安全グループ

瀧口 克也
足土 真一
伊達 孝雄

*事務局建築行政課

建築行政課長補佐
建築総務グループ長
建築総務グループ

鈴木 吉弘
金子 亮太
平松 晃帆

5 傍聴人

(報道関係者) 1名

6 会議録

1. 開会

- 事務局 本日は7名の委員での審議となります。議事に入る前に、「浜松市建築審査会条例第7条」に基づき、本審査会の会議公開について、委員の皆様にお諮りします。
本会議を公開することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 事務局 本会議は公開とします。
続いて、傍聴人より報道の為の写真撮影及び音声録音に関する承認の申し出があった場合、承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 事務局 報道の為の写真撮影及び音声録音について承認します。
それでは、以降の進行は、村田会長にお願いします。

2. 議題

(1) 建築許可に関わる同意について

- ・道路内において許可を必要とする建築物の新築（上空通路）

- 村田会長 只今から、令和元年度第5回浜松市建築審査会を開会します。
本日は、委員の半数以上が出席している為、「浜松市建築審査会条例第4条」に基づき、本審査会は成立となります。
本日の議事録署名人は神谷委員と森川委員にお願いします。
それでは、議題について事務局より説明をお願いします。

事務局 **資料に基づき、物件について概要説明**

説明概要

該当条項	建築基準法第44条第1項第4号 (道路内の建築制限)
建物概要	用途 上空通路
	構造規模 鉄骨造 1階建
	建築面積 21.28㎡
	延べ面積 21.28㎡
	用途地域 指定なし
	防火地域 指定なし

特定行政庁 **資料に基づき、処分庁意見について説明**

本計画は、本社工場を分断している道路の上空に渡り廊下（以下、上空通路）を設置するものであり、道路を横断する人や物品を減らし、交通事故を防止し、道路交通の緩和を目的としています。

上空通路の設置により道路交通の視界を妨げることもなく、上空通路自体の構造安全性についても十分な配慮がされているため、安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められます。

また、令和元年12月13日に開催した浜松市アーケード等連絡協議会においては、設置にあたり支障はないとのことで出席者全員の意見が一致したため、許可の対象と致しました。

特定行政庁
許可担当

資料に基づき、物件について説明

【審 議】

村田会長 この件について、ご意見、ご質問等をお願いします。
松本委員 アーケード等連絡協議会はどのようなメンバーで構成されていますか。

特定行政庁 道路管理者（道路保全課、東浜北土木整備事務所）、消防局（予防課、警防課）、警察署（浜松東警察署交通第一課）と当課により構成されています。※括弧内は今回の案件に係る委員

松本委員 今回計画について、道路占用許可はありますか。ある場合は、占用料は発生しますか。

特定行政庁 道路占用許可を申請します。占用料も発生します。

神谷委員 今回の市野20号線に隣接する市野中郡線は慢性的に渋滞しています。市内の主要工場付近の道路として、今後周辺道路の拡幅等の予定はありますか。

特定行政庁 特に聞いておりません。今後、地元より拡幅の要望等があれば土木部局において検討されることになると思われます。本審査会においては、意見として聞き置く事といたします。

村田会長 今回計画地の周辺に都市計画道路はありますか。

特定行政庁 ありません。

村田会長 アーケード等連絡協議会において、警察署から周辺の交通事故状況について意見はありましたか。

特定行政庁 事故の件数・状況等については、特に意見がありませんでした。警察署としては、上空通路により周辺道路の安全性の向上に寄与するとして、支障はないと意見をいただきました。

藤村委員 外壁、屋根等の荷重や地震に対する検討はされていますか。

特定行政庁 許可申請上はそこまで資料を求めています。許可の後の確認申請時に審査されることとなります。

松本委員 今回の計画における開口部の位置は道路上から外れていますか。建築基準法施行令における開口部の仕様制限は、道路上空部分にのみ適用されるのですか。

特定行政庁 建築基準法施行令における開口部の仕様制限は、道路上空部分にのみ適用されます。今回の計画では、開口部の位置は道路上から外れていますが安全のため、はめごろし窓+網入りガラスとしています。

中野委員 14棟の竣工前に横断者数等の調査がされていますが、14棟の竣工後では実態が変わっていると思われます。14棟竣工後の横断者数の考え方を教えてください。

特定行政庁 14棟竣工前にも西側に工場、体育館、駐車場等があったため一定数の横断者がありました。その時点で調査を行った横断者数に、14棟の収容人数を足した数で想定をしています。横断車両の台数は14棟竣工後の実績に基づくものです。

村田会長 上空通路の幅を設計する際の通行人数等の根拠については、14棟の収容人数も見込んだ数字で計算されていますか。

- 特定行政庁 根拠の参考となる「大規模開発交通計画マニュアルにおける歩道のサービス水準に基づく歩道の幅員の考え方」において、自由歩行が可能な人数は幅員1mにつき27人/分となっており、幅員3mで考えた場合81人/分通行が可能であることから、14棟の収容人数を見込んで支障ないと考えられます。
- 中野委員 処分庁の意見において、交通の緩和を目的としているとありますが、市野20号線の渋滞は、市野中郡線の抜け道利用によるものなのか、ホトニクスの横断者によるものなのか、実態は把握されていますか。また、今回の上空通路の設置により、どの程度渋滞が緩和されると見込んでいますか。
- 特定行政庁 市野20号線については、元々交通量が少ないため、渋滞はほとんど発生しません。断続的な横断の解消による交通の円滑化や交通事故防止の観点から、道路の交通の緩和に寄与するものと考えております。
- 藤村委員 理由書において食堂利用者の通行が想定されていますが、別棟にある食堂への動線として従来どおり道路の横断等は発生しないのですか。
- 特定行政庁 原則今回計画する上空通路を使用すると聞いています。また、半導体等埃を嫌う製品の運搬等もあるため、棟間の移動は基本的に上空通路を使用することとなります。
- 村田会長 市野20号線には横断歩道は設置されていますか。道路境界線沿いはフェンス等により出入口は限定されていますか。
- 特定行政庁 横断歩道は設置されていません。道路境界線沿いはフェンス等により出入口が限定されているため、上空通路が主動線になると考えられます。
- 村田会長 特定防火設備が設置されることとなっていますが、どのような仕様となっていますか。
- 特定行政庁 建築基準法施行令第112条第18項第2号に定める特定防火設備で、常開、煙感知器連動仕様のものであります。
- 村田会長 ご意見、ご質問等が無ければ、同意してよろしいですか。

全員同意

(2) その他

- ・建築基準法に基づく包括許可報告
事務局 前回の審査会（令和元年12月4日）から今回の審査会までの期間における包括許可件数は3件でした。
- ・次回開催予定連絡
事務局 現時点では、審査会に係る相談案件がないため、2月の審査会は非開催の予定です。1月中旬頃に改めて通知します。

3. 閉会 午前10時30分